

令和4年12月22日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局行政局第二課長 不破 大 輔

民事訴訟法等の一部を改正する法律及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行に伴う労働審判手続における当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度に関する事務処理上の留意点について（事務連絡）

標記の法律及び規則の施行に伴う民事訴訟手続における当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度に関する事務処理上の留意点については、令和4年11月30日付け民事局第二課長事務連絡でお知らせしているところですが、労働審判手続における秘匿制度に関する事務処理上の留意点について、別紙のとおり整理しましたので、上記事務連絡と併せて執務の参考としてください。

別紙

労働審判手続における秘匿制度に関する事務処理上の留意点

第1 手続の概要

労働審判手続における当事者に対する住所・氏名等の秘匿制度の手続については、非訟事件手続法及び非訟事件手続規則の規定は準用されず（労働審判法29条1項、労働審判規則37条）、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定が準用される（労働審判法28条の2、労働審判規則36条の2）。

なお、秘匿決定の申立てに対する決定等は、労働関係の専門的な知識経験が必要となるものではないため、労働審判委員会ではなく、裁判所（受審裁判所）が行うこととなると解される¹。

第2 留意点

1 記録の編成

労働審判事件記録の編成については、これを定めた規程、通達等がなく、各庁の実情に応じた取扱いがされているところ、秘匿決定の申立てがあった事件については、過誤防止の観点から、民事訴訟記録における取扱いと同様に、閲覧等が制限される書類を別冊管理とすることが相当と考えられる（記録編成通達²参照）。

2 労働審判員との関係

(1) 概要

秘匿事項については、秘匿対象者以外の者に知られることのないよう特に留意することが求められることから、労働審判員に対しては、秘匿決定があったことを伝達し、その趣旨を説明して注意喚起を行うことが必要である。

その上で、労働審判員が、執務に必要な限り、秘匿事項・推知事項を了

¹ 菅野ほか「労働審判制度〔第2版〕基本趣旨と法令解説」117頁の事件記録の閲覧等制限に関する解説参照。

² 平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」。本文記載の内容を含む秘匿制度に係る改正がされる予定である。

知することのないようにするなどの対応が考えられる。

(2) 具体的な場面における留意点

ア 労働審判員に対する指定の打診、調整

秘匿決定があった労働審判事件について、労働審判員に指定を打診する場合、秘匿決定があったことを説明するなどして、当該事件の情報管理について特段の注意喚起を行うことが必要である。

また、当該事件における労働審判員の中立公正性に疑いを生じさせる事由の有無について確認する際には、不必要に秘匿事項を告げることのないよう留意する。

イ 労働審判員に交付する申立書等の写し

労働審判手続において当事者から提出される労働審判手続の申立書、答弁書等の写しについては、労働審判員に交付することが予定されているところ（労働審判規則9条4項、16条3項、17条2項、26条1項参照）、秘匿決定があった労働審判事件においては、秘匿すべき情報の内容等を最もよく知る当事者が、裁判所に提出する書面に秘匿事項・推知事項が記載されていないかどうかを、その責任において確認することが求められる。

したがって、労働審判手続において当事者から提出され、労働審判員に交付される労働審判手続の申立書、答弁書等の写しについて、裁判所が秘匿事項・推知事項の記載の有無を後見的に確認すべき場面は想定されない。

ウ 労働審判員の事件記録の閲読

労働審判員は、事前準備として、当事者から提出された書証の写しを含む事件記録を閲読することがあるが、秘匿決定があった労働審判事件については、必要がない限り、閲覧等制限の申立てをするとき又は同申立ての一部認容決定があったときに提出された秘匿事項記載部分を除いたもの（マスキング処理がされたもの。労働審判規則36条の2、民事訴訟規則

52条の11第3項、5項)を閲読に供するなどの工夫も考えられる³。

エ 期日における執務

秘匿決定があった労働審判事件の期日における執務に当たっては、労働審判員が期日において秘匿事項・推知事項を口外することのないよう、労働審判官から労働審判員に対し、期日の開始前に、秘匿決定があることについて改めて注意喚起を行うことが望ましい。

3 秘匿決定等があった労働審判事件が訴訟手続に移行した際の留意点

(1) 秘匿決定等があった労働審判事件記録の扱い

労働審判に対する異議の申立て等により労働審判事件が訴訟手続に移行した場合、労働審判事件記録の全部が受訴裁判所に送付され、移行後の訴訟記録の第3分類につづり込まれる⁴。

もともと、訴訟記録につづり込まれた労働審判事件記録は、訴状とみなされる労働審判手続の申立書等の書面を除き、訴訟記録(民事訴訟法91条)となるものではない⁵。

そのため、訴訟記録とならない労働審判事件記録の閲覧等については、訴訟移行後も労働審判法26条によることとなるため、労働審判事件の当事者及び利害関係を疎明した第三者以外に閲覧等をさせることのないようにする必要があるほか、労働審判事件において秘匿決定があった場合には秘匿事項届出書面について、また、閲覧等制限決定(労働審判法28条の2、民事訴訟法133条の2第2項、133条の3)があった場合には秘匿事項記載部分又は調査嘱託の回答書等について、それぞれ閲覧等ができるのは当該秘匿

³ 秘匿事項記載部分の内容が争点と実質的に関わるため閲覧の必要があるような場合、秘匿対象者以外の当事者から秘匿事項記載部分の閲覧等の許可の申立てがされることが多いものと考えられる(労働審判法28条の2、民事訴訟法133条の4第2項)。

⁴ 各庁の運用により、労働審判事件記録を別冊管理することも差し支えない。

⁵ 最高裁判所事務総局「労働審判手続に関する執務資料(改訂版)」88頁(労働審判手続に関するQ&A【49】)

決定に係る秘匿対象者等に限られるため（労働審判法28条の2、民事訴訟法133条の2第1項、2項、133条の3）、訴訟移行後も、これらの者以外に訴訟記録とならない労働審判事件記録の閲覧等をさせることのないようにする必要がある。

(2) 秘匿決定の効果等

労働審判事件の秘匿決定における代替事項の定めの効果は、労働審判事件が訴訟手続に移行した後も引き継がれると解される（労働審判法28条の2、民事訴訟法133条5項後段⁶）。したがって、移行後の訴訟手続において提出する書面等に代替事項を記載した場合、当該秘匿対象者の真の住所又は氏名を記載したものとみなされる（労働審判法28条の2、民事訴訟法133条5項後段）。

もともと、秘匿決定自体は、その決定がされた手続にしか効果を有しないため、移行後の訴訟手続において秘匿事項記載部分の閲覧等を制限するには、改めて受訴裁判所に対して秘匿決定の申立てを行い（民事訴訟法133条1項）、秘匿決定を得た上で、更に閲覧等制限の申立てを行い（民事訴訟法133条の2第2項）、閲覧等制限決定を得る必要がある。

⁶ 法制審議会部会での審議では、民事訴訟法133条5項後段の「反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する」手続という文言は、訴訟代理権の範囲について定める民訴法55条1項を参考にした例示であり、代替事項の定めの効果は、それ以外の手続であっても、代替事項の定めのために反しない限り、関連する手続一般に及ぶものと整理されている（法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会資料30・15頁）。